|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係 |
|  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 |  |
| 立 会 日 | ／　　 ： |

令和　　年　　月　　日

かすみがうら市長　宮嶋　謙　様

申請人　住所

　　　　　　氏名

　　　　　　所有者との関係（　　　　　　　　）

　　　　　　（TEL　　　　　　　　　　　　　　）

代理人　住所

（業者名）氏名

　　　　　　（TEL　　　　　　　　　　　　　　）

**境界確認申請書**

私の所有する下記の土地と市道路・水路・里道との境界につき確認の必要が生じたため、現地立会のうえ確認くださるよう申請いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 申請箇所 | かすみがうら市　　　　　　　　字　　　　　　　　　　　　番 |
| 隣接する  路線番号等 | □市道　　　　　　　　　号線　　　　□水路　　　□里道 |
| 申請理由 | □境界不明　　□分筆　　□確認申請　　□その他（　　　　　　） |
| 添付書類 | **□現地案内図**（申請箇所を、赤色で表示する）  **□公図の写し**（申請箇所を、赤色で表示する）  ※法務局備え付けで無修正のもの  **□地積測量図写し**  ※申請地又は隣接地で、法務局備え付けの測量図がある場合  **□所有者一覧表**（申請地及び隣接地の地番、地目、所有者名、住所を記載）  ※登記事項要約書の写しでもかまいません  **□委任状**（申請者から代理人に委任する場合） |
|  | |
| 市確認欄 | □支給した境界標  プラ杭（　　）　プレート（　　）　金属鋲（　　）  □同意書　　□官民境界確定図  □その他  ・  ・ |

注１）『境界確認申請書を提出の皆様へ』をよく確認のうえ、申請願います。

注２）添付書類に不足のないようお願いします。

**境界確認申請書を提出の皆様へ**

境界確認は、申請地と道路、水路等の公物の用に供される土地との境界について、相互に意思の確認を行うものです。そして、境界の確認が成立した場合に、その確認の内容を将来にわたって明確にするため、境界確認同意書に署名捺印してもらうこととなります。

以上の趣旨をご理解いただき、申請にあたっては、下記事項に充分ご留意ください。

記

**１ 申請要件**

（１）申請地の所有権を有している、又は所有権者から委任（この場合、委任状が必要です）を受けていること。

**２ 申請方法**

（１）測量・測量図作成等が必要となるため有資格者（土地家屋調査士等）を申請代理人として依頼し、境界確認申請書に次の書類を添付し１部提出して下さい。

なお、境界確定にかかる費用は申請者負担となります。

①現地案内図　※申請箇所を赤色で表示する。

②公図の写し（法務局備え付けで無修正のもの）　※申請箇所を赤色で表示する。

③地積測量図写し（申請地又は隣接地で、法務局備え付けの測量図がある場合）

④土地所有者一覧表（申請地及び隣接地の地番、地目、所有者氏名、住所を記載すること）

※登記事項要約書の写しでもかまいません。

**３ 現地立会**

（１）境界の確認には次の皆さんにお集まりいただきます。立会日等については、申請人又は申請代理人が連絡調整して下さい。※立会当日、印鑑（認印でも可）を持参のこと。

①申請者及び隣接地所有者（代理立会人は、生計を一にする親族、または委任状により委任された者とする。）

②道路幅員が４ｍ以上確保できない道路の場合、道路反対側の所有者

③その他，境界の確認に必要な関係者

（２）立会により確認した境界についてご承諾いただいたら，同意書に署名捺印をいただきます。

関係者全員の署名・捺印がそろったら『境界確定』となります。

**４ 官民境界確定図**

（１）境界が確定した場合には、「官民境界確定図」を提出して下さい。

（２）「官民境界確定図」の作成については別紙記載例を参考にして下さい。

**５ 注意事項**

（１）次に該当する場合は、別紙「取下書」より申請の取り下げをお願いします。

①境界確認申請書の受付後、３ヶ月を経過しても申請者側の理由により、現地立会が行えない場合。

②現地立会終了後、２ヶ月以内に同意書及び確定図の提出がない場合。

　※上記申請取り下げについて、遅延理由が正当であると判断された場合にはこの限りではない。

**６ その他**

境界確認申請に関してご質問がありましたら、道路課までお問い合わせ下さい。

【 連絡先：0299-59-2111 又は 029-897-1111　内線（2614） 】